

船員行政手続のデジタル化に向けた 取組の状況

船員行政手続の現状

• 現行の船員関係行政手続は、身分証明・勤務条件確認・資格証明等のための**多くの書類が手書き・押印・現物提示を前提**とした仕組み。行政手続のために地方運輸局、市区町村等へ**出頭が必要**

船員関係行政手続で必要となる各種書類

(船員手帳)



(国交大臣の証印)



(船長の記載)

(海員名簿)



(資格証明)



(申請・届出書)

第六号書式(第十九条、第二十条関係)(日本産業規格A9056)

船員手帳		船名及び船トン数		航行区域又は従来航行区域		航行区域又は従来航行区域	
船員手帳番号、氏名及び年齢	船名及び船トン数	航行区域又は従来航行区域	航行区域又は従来航行区域	航行区域又は従来航行区域	航行区域又は従来航行区域	航行区域又は従来航行区域	航行区域又は従来航行区域
第1号	第1号	第1号	第1号	第1号	第1号	第1号	第1号
第2号	第2号	第2号	第2号	第2号	第2号	第2号	第2号
第3号	第3号	第3号	第3号	第3号	第3号	第3号	第3号
第4号	第4号	第4号	第4号	第4号	第4号	第4号	第4号
第5号	第5号	第5号	第5号	第5号	第5号	第5号	第5号
第6号	第6号	第6号	第6号	第6号	第6号	第6号	第6号
第7号	第7号	第7号	第7号	第7号	第7号	第7号	第7号
第8号	第8号	第8号	第8号	第8号	第8号	第8号	第8号
第9号	第9号	第9号	第9号	第9号	第9号	第9号	第9号
第10号	第10号	第10号	第10号	第10号	第10号	第10号	第10号
計	件	件	件	件	件	件	件

主な船員関係行政手続の処理件数

主な手続き	年間件数
雇入契約(※)の成立等の届出	約22万件
資格・能力の証明	約0.8万件
就業規則・時間外協定の届出	約0.2万件

(※)雇入契約:雇入契約は、船員と使用者の間で、雇用契約とは別に、乗船の都度の労働条件(航行区域、航行期間、航行中の職務等)を決めるために結ばれる契約

船員行政手続きのデジタル化の全体像

船員行政デジタル化の基本的な考え方

法的効果を失わないことを前提に、船員行政手続きのデジタル化を実現

1 窓口出頭の不要化

2 船員以外の者による手続きの拡大

3 行政手続き全体のBPR(※)の実施

※ BPR:行政手続きの整理・統廃合を含む業務フローの抜本的な再構築

手続きの見直しとデジタル化

申請・届出

- ✓ 国民からの申請・届出は全てオンライン可
- ✓ データ活用により一度提出した情報の再提出を不要に (ワンスオンリー)



資格証明

- ✓ 船員手帳への記載等から電子証明書へ移行
- ✓ 電子証明書はオンライン受領可能



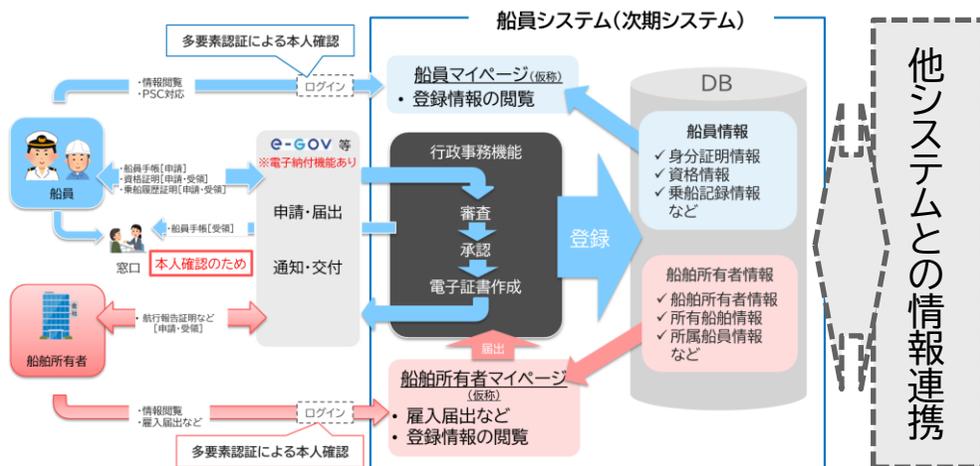
船員手帳

- ✓ 船員IDを付与し、情報を一元管理
- ✓ 手書き欄のデジタル化により、陸上(船員以外)でも処理が可能に
- ✓ 情報網羅型から身分証明に特化



システム整備

- ✓ 行政手続きデジタル化3原則に従った船員システムを整備するとともに、他システムとの連携も視野に、更なる負担軽減・業務効率化を推進
- ✓ オンラインで申請・届出された情報を閲覧できるマイページ機能を構築



1

窓口出頭の 不要化

船員行政に係る
手続きに際して、
地方運輸局等へ
の出頭を要しな
い仕組みに転換。

2

船員以外の者による 手続きの拡大

必ずしも船長・船員
が手続きの主体で
ある必要のない
手続きについては、
船舶所有者を実施
主体とする方向で
全体として見直し
を実施。

3

行政手続全体の BPR(※)の実施

窓口での申請を
前提にした仕組み
となっているところ、
オンライン
申請を前提とした
仕組みに転換。

法的効果を失わないことを前提に、船員行政手続のデジタル化を実現

陸上から離れた特殊な環境下で長時間労働することとなる船員の保護を図るため、船舶所有者に対し、雇入契約の成立時の届出の際、以下の書類の提出・提示を求めている。

雇入契約の成立時の届出に係る提出書類

雇入届出書

第六号書式(第十九条、第二十条関係)(日本産業規格A13番)

Table with columns for ship details, crew, and employment terms. Includes fields for ship name, tonnage, crew list, and wages.

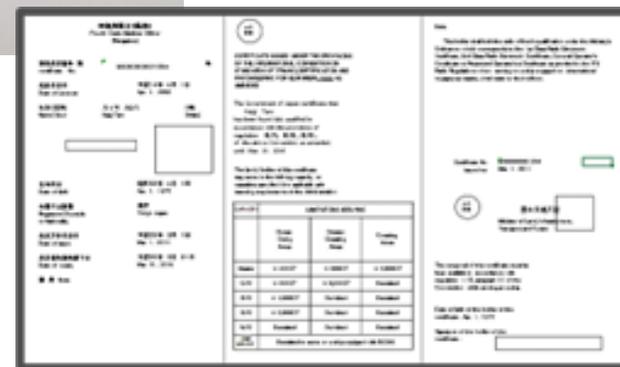
海員名簿

Table for crew list (海員名簿) with columns for name, position, and qualifications. Includes a section for ship details and crew count.

船員手帳



資格証明書



添付書類 : 雇入契約書、就業規則、船舶検査証書 等

これらの書類をすべて原本を地方運輸局等の窓口に提出・提示

申請準備段階

申請・受理段階

提出・提示書類の作成

雇入(雇止)届出書
(船舶所有者記入)

船員手帳
(船長記入)

海員名簿
(船長記入)

資格証明書
(国交大臣交付)



添付書類の準備

雇入契約書

就業規則

船舶国籍証書

漁船登録票

船舶検査証書

○船員手帳(第六表:雇入関係)

雇入契約関係 The particulars for articles of agreement			
船名 Name of Ship	国土丸 Kokudo Maru	総トン数 Gross tonnage	100,860 トン (国際総トン数: 100,420 トン) International Gross Tonnage : 100,420 Tons
主機の種類 Type of main propulsion machinery		ディーゼル機関 Diesel Engine	GR
職務 Position	一等機関士 1 st Engineer	主機の出力 Power of main propulsion machinery	27.420 kW
船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner	コクドシッピング Kokudo Shipping S.A. 17 th Floor, Proconsa No.3 Building, 29 th and Manuel Maria Icaza Streets, City of Panama, (The Republic of Panama)	航行区域又は就業制限及び作業区域 Navigation area or fishing restriction and fishing area	遠洋区域(国際航海) Ocean Going Area (International voyage)
船長氏名(印又は署名) Name of master (Seal or signature)	<i>Olean White</i>	船舶の用途 Type of ship	コンテナ運搬船 Container Ship
雇入期間 Period of the articles of agreement	平成22年5月9日 から 平成22年11月8日 まで From May.9, 2010 To Nov. 8, 2010	年齢18年に達する日 Date when the age will reach 18 years old	(官庁受理印) (Official seal)
雇入年月日及び雇入港 Date when and port where the articles of agreement was entered into	H22.5.9 May. 9, 2010	山口 Yamaguchi	2号 官庁印
備考 Remarks			

地方運輸局等へ出頭

確認後、受理印を
地方運輸局等において押印

船員手帳

船員法上、船員手帳に記載・証印等を行うこととされているものについてはデジタル行政推進法(※1)やe-文書法(※2)の規定を活用しても電子化を図ることが困難

船員手帳以外

従前、書面交付していたものについて、デジタル行政推進法(※1)やe-文書法(※2)の規定を活用することにより、電子化を図ることで、オンライン化に対応可能

デジタル行政推進法やe-文書法の規定を活用した書面等の電子化を実現できる法体系への移行が必要

どうすればいいの？

船員手帳への記載・証印等を求めている船員法の現行規定を見直すことにより実現可能

(※1)デジタル行政推進法:情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)

(※2)e-文書法:民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)

現行(窓口申請)

申請準備段階

申請・受理段階

提出・提示書類の作成

雇入(雇止)届出書 (船舶所有者記入)	船員手帳 (船舶所有者記入)	海員名簿 (船舶所有者記入)	資格証明書 (国交大臣交付)
船員ID付記と オンライン入力	船員ID付記と 船員法 § 50③ ただし書に基づく書面	オンライン入力	船員IDと連携

オンライン申請

事前の情報登録/変更登録

船舶所有者 情報	所属船舶 情報	所属船員 情報
<ul style="list-style-type: none"> ID・メールアドレス・PW 労務管理事務所 就業規則 など	<ul style="list-style-type: none"> 各種証書等の情報 最長航行時間 各種特例許可 など	<ul style="list-style-type: none"> ID・氏名・年少船員等 雇用関係 健康証明・保険加入 資格情報 など

届出時の情報入力

所属船舶の職務別に 船員を選択	乗船/下船する 船員を選択
--------------------	------------------

地方運輸局等 届出内容の審査後、承認

船員マイページ
(仮称)

乗船記録情報に登録

船舶所有者マイページ
(仮称)

海員名簿を自動生成

添付書類の準備

雇入契約書	就業規則	
船舶国籍証書	漁船登録票	船舶検査証書

PDF作成(初回申請時のみ(変更した場合を除く。))

見直し後(オンライン申請)

船員ID(数桁の番号)と各書類を紐付けることで、情報と船員の一体性を確保

現行：船員法に基づく各種資格証明

第二十二号の二書式（第七十七条の二の三関係）（平23国土交958・全改、平24国土交963・一部改正）

CERTIFICATE of a navigator
（資格の名称）

航海当直部員の証印
（資格の名称）

危険物等取扱責任者の証印
（資格の名称）

特定海域運航責任者の証印
（資格の名称）

衛生管理者適任証書
（資格の名称）

船舶料理士資格証明書 など
（資格の名称）

アナログな手続き

- ✓ 船員手帳に押印して手書き
- ✓ 公印を押印した紙に手書き
- ✓ 印刷物に公印を押印

見直し後：電子証明書の発行

- ✓ 船員手帳の記載事項からは削除
- ✓ デジタル化後は電子証明書として発行・交付
- ✓ QRコード参照により証明書の有効性を確認可
- ✓ 申請及び電子証明書の受領はe-Govを想定
- ✓ 受領後の電子証明書は船員マイページで閲覧可

電子署名

〇〇〇〇資格証明書
JAPAN

CERTIFICATE ISSUED UNDER THE PROVISIONS OF THE INTERNATIONAL CONVENTION ON STANDARDS OF TRAINING, CERTIFICATION AND WATCHKEEPING FOR SEAFARERS, 1978, AS AMENDED

日本政府は、(氏名)が、(有効期限)まで、(機関名)に
基づき十分な能力を有すると認められ、以下の規定の下に、次に示す職務科目を次の水
準で遂行する能力を有すると認められたものであることを証明する。
The Government of JAPAN certifies that
has been found duly qualified in accordance with the provisions of regulation
of the above Convention, as amended, and has been found competent to perform the
following function, at the levels specified, subject to any limitations indicated
until (有効期限)

職務科目 FUNCTION	水準 LEVEL	限定事項（限定がある場合） LIMITATIONS APPLYING (IF ANY)
船員定員 CAPACITY		限定事項（限定ある場合） LIMITATIONS APPLYING (IF ANY)

資格番号: 発行日:
Certificate No. Issued on:

国土交通大臣
Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Government of Japan
〇〇 District Transport Bureau
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通大臣
国土運輸局長

証明書受領者の生年月日:
Date of birth of the holder of the certificate: (生年月日)

QRコードのURL

公印から電子署名に変更

QRコード参照により
有効性を証明

国土交通省

システム
Japan Government maritime e-certificate verification

船員番号 (証明番号)
SeamanNumber (Certificate Number) 144688

トラッキングID
Tracking ID 0000-0000-0000-6740

証明書の
Certificate
有効期限
Status invalid



形状や様式、交付方法が様々

手続きのオンライン化に向けた対応

現状

現行船員手帳

- 情報網羅型
- 記載事項に係る証印や官庁受理印等を受けるため地方運輸局等への出頭が必要



身分証明

官庁記事

船員法に基づく資格証明

雇入契約(乗船履歴)証明

社会保険加入記録

健康証明

労務管理記録【任意記載】

資格保有記録【任意記載】

デジタル化後

新船員手帳 (※新船員手帳は現行よりもコンパクト化する方向で、今後、サイズ・デザイン等を検討)



- ID/メールアドレス/パスワードを設定
- 船員MPへのリンクQRコードを掲載

- 記載事項は身分証明に係る機能に特化
- 現行の船員手帳が有している上陸・乗下船に係るパスポート同等機能を維持(官庁記事ページを維持/手帳の形態を存続)
- ID/メールアドレス/パスワードを設定して船員マイページと紐づけ
- 船員手帳には船員マイページへのリンク先QRコードを掲載し、デジタル化後の情報アクセス利便性を確保



**船員手帳には船員マイページへのリンク先QRコードを掲載
PSCで求められる情報等へのアクセス利便性を確保**

船員マイページ



- デジタル化後に国が管理する資格証明等に係る情報は、船員マイページから閲覧可能(多要素認証による本人確認など高いセキュリティレベルを確保)
- 現行の船員手帳記載事項のうちPSCで求められる資格証明、や雇入契約等に係る情報を網羅

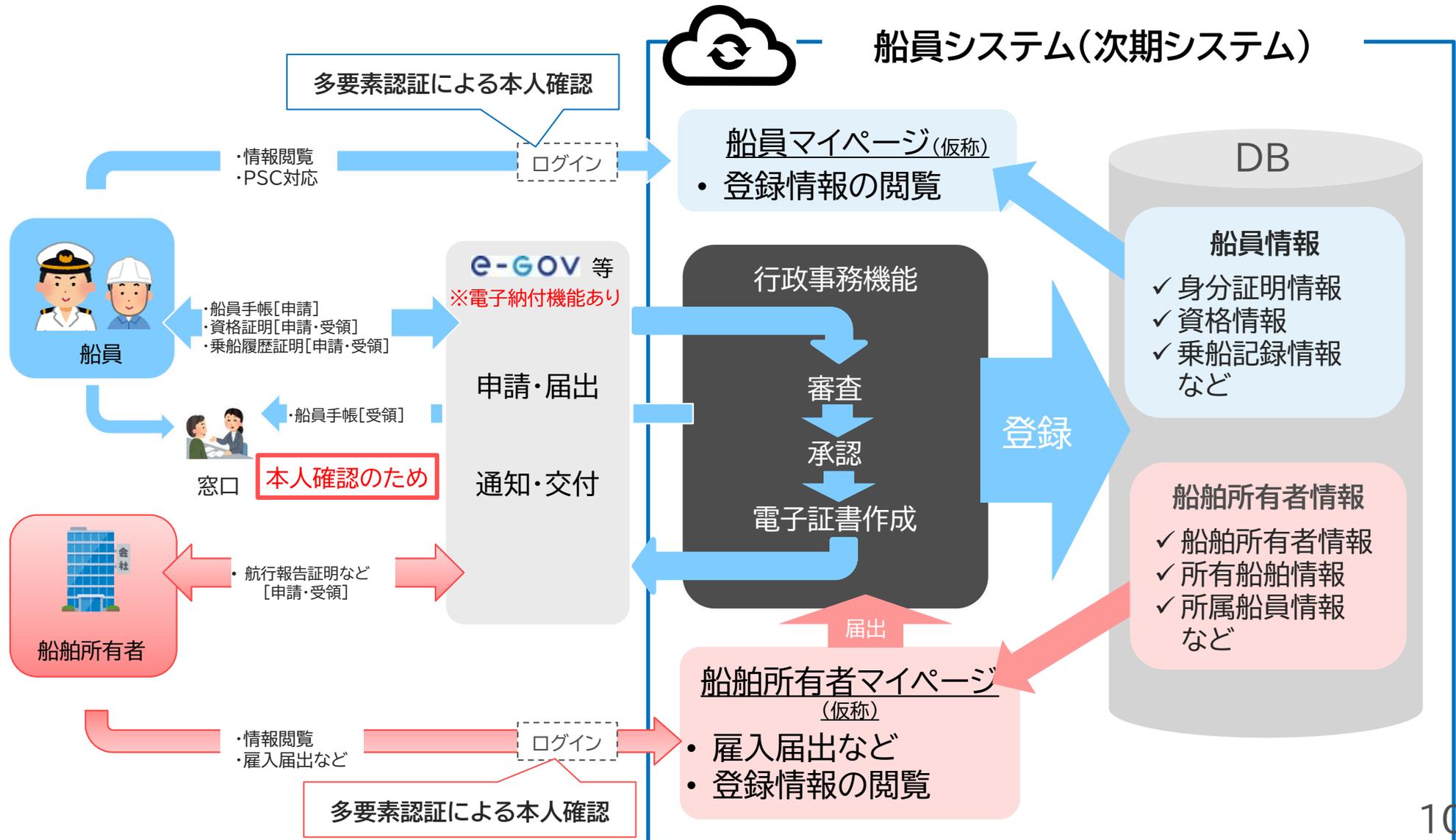
オンライン化後の情報管理について

- 国はオンライン手続き情報を記録・管理し、権限を有する者のみが閲覧(マイページ)
- 現行の船員手帳に記載された行政手続情報は、引き続き船員個人で管理
- 労務管理記録は、船舶所有者の責務として管理し、船員に写しを交付

手続きのオンライン化に向けた対応

様式	現行の船員手帳の記載事項	見直しの方向性
第1表	船員手帳番号	新船員手帳に記載される情報 <ul style="list-style-type: none"> 船員の身分証明のために必要最低限の情報として記載事項に存置 (※記載方法(現行は手書き)は今後検討) 諸外国での上陸・乗下船時に、官庁記事欄が利用されていることを考慮し存置
第2表	写真(不出頭者には身分不証明の表示)	
第3表	氏名・性別・本籍・生年月日	
第4表	交付日・有効期限日	
第5表	官庁記事	
第5表	航海当直部員等の資格証明(証印)	国が管理する情報(船員マイページで閲覧可) <ul style="list-style-type: none"> 航海当直部員等の資格に係る電子証明書 雇入契約成立等の届出内容 雇入届出の提出書類(保険・健康証明等)
第6・7表	雇入契約関係(雇入)	
第8～10表	労務管理記録(休日・休暇・予備船員)	
第11～13表	社会保険関係(船保・労災・雇用)	国が管理しない情報 <ul style="list-style-type: none"> 労務管理記録簿の写し(船舶所有者が交付) 任意の情報
第14～16表	健康証明書	
第17表	各種資格保有情報	
第18表	私用欄	

手続きのオンライン化に向けた対応



	R8.4	R9.4	船舶所有者ごと	遅くともR19.4頃までに
	<p>船員行政手続 デジタル化スタート</p> <ul style="list-style-type: none"> 航海当直部員の認証等に係る証印の電子証明書への移行(※) <p>※窓口申請の場合 →証印 ※オンライン申請の場合 →電子証明書</p>	<p>本格スタート① (新「船員手帳」の発行開始等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新「船員手帳」の発行開始(現行「船員手帳」は新たには発行せず) 船員マイページ/船舶所有者マイページ機能の提供開始 新「船員手帳」・船員マイページに紐づくこととなるIDの付与・パスワード等の登録開始(各種申請等のため窓口来庁時に実施) 	<p>本格スタート② (雇入届出のデジタル化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該船舶所有者において勤務する船員すべてにIDが付与された後は、雇入契約成立等の届出もオンライン完結 	<p>完全移行</p> <ul style="list-style-type: none"> おおむね10年後には現行「船員手帳」は新「船員手帳」に置き換わり
各種申請方法	<p>各種申請手続： 地方運輸局等への出頭</p> <p>各種資格証明の申請手続： オンライン</p>		<p>オンライン完結 (原則すべての手続き)</p>	
船員手帳の種類	<p>現行「船員手帳」(IDなし)</p>	<p>現行「船員手帳」(ID付与)</p> <p>新「船員手帳」(ID付与)</p>		